

滝根小白井風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業の内容及び地域の自然的社会的状況は、環境影響を的確に予測及び評価する上で不可欠な情報であることから、事業特性及び地域特性を踏まえ、地域情報の活用や必要に応じた現地調査などを行い、環境影響評価準備書に詳細かつ分かりやすく示すこと。なお、環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (2) 送電線敷設計画は、風力発電機の出力、数及び配置に関わる重要な事項であることから、環境影響評価準備書において、複数の送電ルートが必要となる理由を含め、具体的に記載すること。
- (3) 当該地域には、ブナ林などの豊かな樹林環境が保たれていること、また、湿地及び淡水池が散在し、特有の生態系が構成されていると考えられることなどから、風力発電機の設置、送電線の敷設及びこれらの工事計画等の立案に当たっては、動植物の生息・生育環境の保全に最大限配慮すること。
- (4) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事中における建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに道路の拡幅工事等により粉じん等の影響が懸念されることから、「粉じん等」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 工事中、建設機械の稼働による騒音の影響が懸念されることから、建設機械の稼働に「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。

- (3) 風力発電機設置予定区域の周辺には民家の集落や学校があり、風力発電機の稼働による騒音及び低周波音の影響が懸念されることから、施設の稼働に「騒音」及び「低周波音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 風力発電機設置工事、送電線敷設工事及び道路拡幅工事による土地の改変により、河川等の水の濁りが懸念されることから、造成等の施工による一時的な影響に「水の濁り」を環境影響評価項目として追加すること。
- (5) 送電線敷設工事における樹木の伐採等により斜面崩壊等のおそれがあることから、造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在に「土壌」を環境影響評価項目として追加すること。
- (6) 対象事業実施区域内の湿地及び淡水池並びに周辺地域の河川については、工事の実施による水脈の分断及び水質の悪化による影響を受ける可能性があることから、動物の調査対象として淡水魚類等及び底生生物を追加すること。
- (7) 対象事業実施区域内及びその周辺には、「精九郎壇とブナ」及び散策路が存在していること並びに工事用資機材の輸送経路として利用される県道小野四倉線は、「夏井川溪谷県立自然公園」を通過することから、輸送経路の選定理由を具体的に示すとともに、工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用における「人と自然との触れ合い活動の場」を環境影響評価項目として追加し、具体的な事業内容を踏まえて、予測及び評価を行うこと。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 風力発電機の稼働及びヘリコプターの運航に伴う騒音については、周辺における学校等の立地状況、動物の生息状況等を踏まえ、必要に応じ調査及び予測地点を追加すること。

- (2) 騒音の予測に当たっては、現地における風向・風速特性を分析し、音の伝搬について詳細な検討を加えること。また、評価に当たっては、「福島県風力発電所騒音防止対策要綱」に基づく基準との整合性についても検討すること。
- (3) 水質の予測及び評価に当たっては、対象事業実施区域及び下流域の水系、利水状況、淡水魚類等の生息環境等に十分配慮すること。
- (4) 動物、植物及び生態系の調査に当たっては、環境影響を的確に予測及び評価するため、対象とする生物ごとに、その行動圏・分布域等を踏まえ、調査範囲、期間、方法等を適切に設定すること。なお、調査に当たっては、夜間に活動するコウモリ類、フクロウ類等も対象とすること。
- (5) 渡り鳥の調査に当たっては、各種文献等により情報を収集するとともに、専門家の意見を踏まえながら、調査地点、時期、方法等の検討を行い、渡りの現況が的確に把握されるように実施すること。なお、可能な限り種名や飛翔方向、高度等も記録すること。
- (6) 猛禽類については、ヘリコプターの飛行範囲も対象事業実施区域と見なし、営巣場所調査地域として追加すること。また、調査により営巣場所が発見された場合には、行動圏解析を行い、適切な環境保全措置を立案すること。なお、猛禽類を含む鳥類への影響を予測及び評価するに当たっては、飛翔高度も考慮すること。
- (7) 風力発電機及び送電線施設の存在による鳥類等の衝突についての調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電機の稼働により生じる大気のかく乱が植生に及ぼす影響についても、調査、予測及び評価を行うこと。
- (8) 景観に係る主要な眺望地点として、対象事業実施区域内及び周辺における「精九郎壇とブナ」、散策路、集落、県道・市町村道等を広く選定すること。なお、風力発電機、送電線施設等の色彩については、その検討経過を明らかにすること。

(9) 林地の伐採、道路の拡幅等事業実施に伴う改変が行われる場所については、具体的な事業内容を踏まえ、景観の変化について、必要に応じ、予測及び評価を行うこと。

4 その他

上記 1 から 3 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。